

第 1 章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

青梅市では、市民一人ひとりが生涯を通じて地域社会の中でともに学び・ともに教え合いながら、生きがいのある充実した生活を送ることができるような「生涯学習社会」を築くために、生涯学習推進計画を策定します。「ともに学んで生きるまち」を目指して、市と市民のパートナーシップをもとにした生涯学習のまちをつくるために、市が実施している生涯学習関連の諸事業を体系化するとともに、市内生涯学習関係機関団体、地域住民との連携・協働により、諸施策の効果的な展開を図っていきます。

2 計画の期間

平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

この推進計画は、第 6 次青梅市総合長期計画（平成 25 年度から平成 34 年度まで）を上位計画とし、他の部門別計画とも整合性を図っていきます。

3 計画の指針

青梅市における生涯学習に関する施策の総合的・効果的な推進を図り、生涯学習に関する既存施策を総合的な観点から体系化するとともに、将来において展開する必要がある施策の考え方を示します。

4 計画の視点

- (1) 「第五次青梅市生涯学習推進計画」の考え方を継承し、市民が主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かすことができる計画を立てます。
- (2) 「第 29 回市政総合世論調査報告書」（平成 28 年度）および国や東京都が進める生涯学習推進施策を十分に尊重するものとします。

5 計画の位置づけ

- (1) 市民の学習活動を体系的に推進することを基本的な考え方とし、生涯学習推進の施策を示す総合的な計画とします。
- (2) 生涯学習の施策について、協議・調整および推進を図っていくための道しるべとなるものとします。
- (3) 年度ごとに進捗状況を調査し、本計画が推進されているかの状況把握を行い、担当課評価が順調である等の評価が90%以上となるように努めます。

6 計画の範囲

- (1) 生涯学習社会の形成に向けての行政の役割を明記するものですが、計画の推進に当たっては、生涯学習に関連する各種団体・機関等と連携を図りながら推進します。
- (2) 対象となるのは、教育、文化、スポーツのほか、趣味やレクリエーション、福祉、保健衛生、防災、まちづくり等、行政や各種団体・機関等で行う幅広い分野の学習事業とします。

第2章 生涯学習の背景と動向

1 生涯学習とは

生涯学習とは、市民一人ひとりが生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所において主体的に行う学習活動の総称です。すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等様々な場や機会において行う学習の意味で用いられ、学習の形態についても、個人学習や、公共機関等が行う講座・講演会、民間教育機関が行う講座、通信教育、企業や職業訓練施設等で行われる学習、グループ・サークル・団体活動の中で行われる学習など、多岐にわたります。

生涯にわたって学ぶという事は、ライフスタイルやビジネスを充実させるための知識学習、職業教育だけでなく、生きがいや心の豊かさに結びつきます。また、学習する向上心が地域の活性化をもたらし、学習活動を通してこそ、よりよい人間関係が生まれ、豊かで住みよい地域が実現されます。学習した人々が地域の担い手として地域づくりに参加し、学習の成果をまちづくりに生かしていくことが期待されています。

また、教育基本法では、「生涯学習の理念」という項目があり、「誰もが生涯のあらゆる場面で学習し、かつ学習した成果を生かすことができる社会」を実現しようという姿勢が明確に打ち出されています。

〈教育基本法〉

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2 国・都の動き

(1) 国の動き

昭和40年、ユネスコの成人教育推進国際委員会においてポール・ラングランが生涯教育を提唱して以来、生涯教育に対する取組みは世界の各国で活発に推進されてきました。

我が国において「生涯学習」という言葉が公式に使われたのは、昭和60年に総理大臣直属で設置された臨時教育審議会でした。昭和62年に発表された同審議会の第二次答申においては、生涯学習体系への移行という表現で、生涯にわたって学ぶことの重要性が示されました。

この答申等を受けて、政府は、平成元年に文部省（現文部科学省）に生涯学習局を設置するなど生涯学習を推進する組織機構を整備し、現在に至るまで関連する政策の充実を図ってきました。

その後、日本を取り巻く状況は変化し、文部省に置かれた生涯学習審議会の答申も、臨時教育審議会の提示した事情とは異なった視点から生涯学習を議論するようになりました。

平成25年1月、中央教育審議会は「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を取りまとめました。この中で、社会教育行政は、社会のあらゆる場において地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われる環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められ、従来の「自前主義」から脱し、首長部局や大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組みを進めていく、ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行うことを求めています。

平成25年6月、第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。その中で、我が国では、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められており、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があることが提言されました。

そして、その5年後の平成30年6月には、第3期教育振興基本計

画が策定されました。第3期計画は、第2期振興基本計画に掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すもので、今後の基本方針として次の5つが示されました。

【第3期教育振興基本計画の基本的方向性】

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

また、平成29年4月、国は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の推進を目的として、社会教育法第5条に、市町村の教育委員会は、地域住民等が学校と協働して行う地域学校協働活動については、円滑かつ効果的に実施されるよう必要な措置を講ずる旨を追加しました。

(2) 東京都の動き

東京都では、平成25年4月、「東京都教育ビジョン（第3次）」において、「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことが基本理念として示されました。この「知」「徳」「体」を育むには、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てることが必要であり、「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化しました。

平成27年11月の「東京都教育施策大綱」策定を受け、「東京都教育ビジョン（第3次）」の一部改定を示し、6つの柱に、「オリンピック・パラリンピック教育」を柱の1つに加え、7つの柱の構成にしました。

平成29年1月、平成32年度までを対象として策定された新たな

「東京都教育施策大綱」では、東京都の将来像と目指すべき子供達の姿を挙げ、8つの取り組むべき重要事項を示しました。

【東京都教育施策大綱、優先的に取り組むべき事項】

- ① 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- ② 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- ③ 世界で活躍できる人材の育成
- ④ 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- ⑤ 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- ⑥ 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- ⑦ オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ⑧ 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

3 青梅市の生涯学習

(1) 青梅市の動き

青梅市においては、平成25年度に「第6次青梅市総合長期計画」が策定されました。3つの基本理念のもと、「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅—ゆめ・うめ・おうめ—」をまちの将来像とし、その実現に向け10のまちづくりの方向が示され、主に4つ目の「文化・交流活動がいきづくまち」の中で、生涯学習についての基本方針が示されました。

そこでは、市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進、また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図るとしています。

平成26年3月に「ともに学んで生きるまち」を目標とした「第五次青梅市生涯学習推進計画」が、平成26年度から5年間の計画期間とし、策定されました。

平成31年度には、青梅市文化交流センターの開館が予定されており、新しい青梅市の生涯学習拠点として期待されています。

表 青梅市における取組みの経緯

年	事項
平成元年度	○「青梅市生涯学習推進懇談会」設置
平成8年度	○「青梅市生涯学習推進本部」設置
平成9年度	○「第一次青梅市生涯学習推進計画」策定 ○「生涯学習人材登録制度」開始
平成10年度	○「青梅市生涯学習推進市民会議」設置
平成15年度	○「青梅市生涯学習まちづくり出前講座」開始
平成21年度	○「放課後子ども教室」本実施
平成22年度	○「生涯学習サークル登録制度」開始
平成25年度	○「第五次青梅市生涯学習推進計画」（平成26年度～30年度）策定
平成28年度	○「青梅市教育大綱」策定

(2) 前計画（第五次生涯学習推進計画）における振り返り

○生涯学習の基礎づくり

乳幼児期の教育や子育て家庭への支援に関する事業は、青梅市、保育園、その他地域団体等にて、提供が図られております。市主催の乳幼児教育においては、教室の形態や対象の年齢区分を変更する等、参加者や時代に合わせた事業を開催し、参加者の増加に努めてきました。

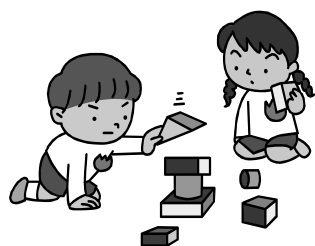
学校に通う子ども達には、タブレット端末等を導入した情報教育の推進、青梅サタデースクールの実施、放課後学習等により、教育環境を整備してきました。その他市では、地域住民、学校が連携し、市内小学校で「放課後子ども教室」開設校を順次増やし、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを確保しています。

また、地域では、子ども達の体験する学びを中心に、様々な体験活動が行われました。

今後も、乳幼児期から多くの子ども達が学べる環境を整えるとともに、子ども達の学ぶ意欲を育てていくことが大切です。また、そうした子ども達への支援を地域・学校・家庭が一層の連携を図り、地域の子ども達を地域で育てていくことが必要です。



▲乳幼児講座実施の様子



○生涯学習の場と機会の拡充

市民の身近な生涯学習の場として、釜の淵市民館、永山ふれあいセンター、御岳山ふれあいセンター、各市民センター、各種スポーツ施設等の貸出事業の他、小・中学校の体育館、校庭、音楽室開放事業も行いました。

生涯学習の機会としては、生涯学習推進市民会議委員、出演団体の代表者等をメンバーとした実行委員会組織を中心として、音楽やダンス等の発表の場となる生涯学習フェスティバルを、年1回実施してきました。また、学習の場として、市、地域団体等において、文化・芸術、スポーツ、健康づくり、生活環境について等、多種多様な学習機会を提供しました。

近年、市の講座では新たな取組みとして、ワークショップ等、主体的な学びの手法を取り入れてきました。美術館では、子どもを対象とした体験型の特別展を開催し、開館以来の記録的な来館者数がありました。

今後も、学習機会の提供について、市民のニーズに応じていくために、時代や市民生活の課題にあった学習機会の提供を、市民との連携・協働を一層図りながら実施していくことが必要です。



▲ワークショップの手法を取り入れた事業の実施の様子

○自主活動の支援 地域づくりは市民の活動から

各市民センターでは、地区市民運動会や文化祭等、地域の様々な団体の事業の支援、地域の自主グループを中心とした各種団体の活動の場、発表の場、交流の場の提供を行ってきました。

防災の分野においては、市と地域団体が協力して、大地震を想定した避難訓練、初期消火訓練など住民参加型の訓練を実施し、地域や市民の防災意識の高揚を図ってきました。

地域の団体においては、地域の活性化につながるイベントの開催等行われてきました。

地域の人材については、各種ボランティア育成講座、リーダー育成講座、各市民センター等で行う地域の特性を生かした事業を行うことにより育成してきました。さらに、生涯学習人材登録制度、シルバーマイスター制度により、地域の優れた知識、経験等を有する市民の登録制度を実施してきました。

今後、この取組みに対し、更なる促進と市民の認知の向上を図るため、制度の活用について、周知・啓発を行っていくことが必要です。

○学習情報提供と学習相談の充実

市の生涯学習情報は、広報、市ホームページ、生涯学習だより等を活用し提供してきました。市の広報では、市民公募の写真を掲載する等、市民の関心や意欲を高める方法についても検討してきました。市のホームページでは、自動翻訳機能にドイツ語を追加するなど機能の拡充を図ってきました。多くの市民がこのような広報、ホームページおよび各種情報誌を利用している一方、このような情報媒体を利用していない市民には、情報が届いていないという課題もあります。

今後は、情報提供のために、時代にあった様々な方法で提供していくことが重要です。

学習相談については、市に登録された講師・指導者等の人材情報、生涯学習サークル情報、開催講座・イベント情報等にもとづいて、窓口や電話で行ってきました。今後も保有情報の更新を行いながら、学習相談が市民の学習意欲につながる体制を構築していくことが必要です。

○生涯学習推進体制の確立

生涯学習推進体制を確立するため、市長を本部長とする生涯学習本部会議を行っています。また、学識経験者や生涯学習関係団体の代表者からなる生涯学習推進市民会議を定期的に行うとともに、より多くの市民が学習機会を得られるような体制づくりのため、保育付きの教室や、夜間・休日での講座の開催に努めてきました。


今後も、市民のニーズを取り入れた学びを進めていくために、様々な団体や各種機関と連携・協働を図り、生涯学習推進体制を確立していくことが必要です。

平成26年度～平成30年度

第五次青梅市生涯学習推進計画

ともに
学んで
生きる
まち

新しい風、生涯学習。



生涯学習のマスコット
まなびい

平成26年3月 青梅市生涯学習推進本部

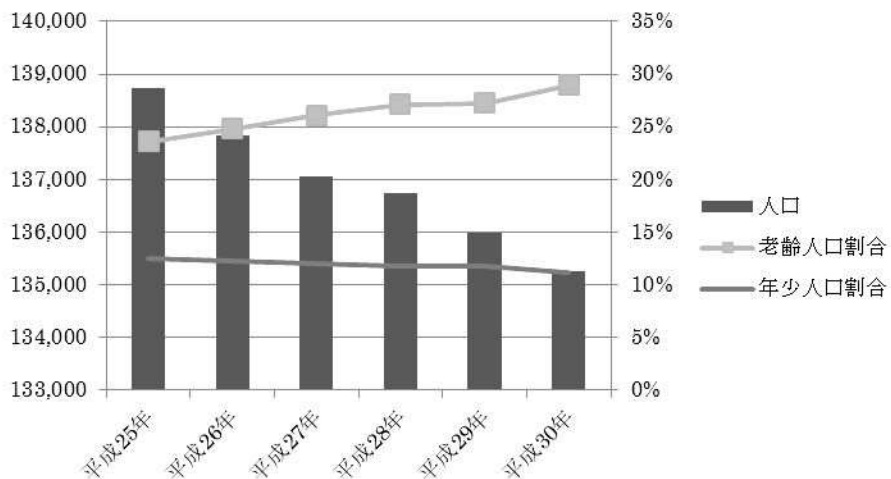
第3章 青梅市の特徴と現状

1 人口構成

青梅市の人口は、平成30年1月1日現在、135,248人となっています。5年前に比べ、約3,500人減少しています。

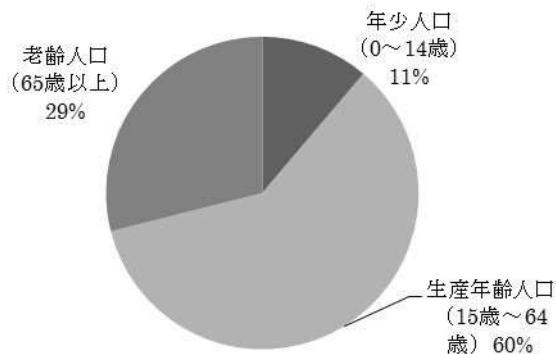
しかし、この人口に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、65歳以上（高齢人口）の割合は28.9パーセントと、平成25年に比べ5.3ポイント増加しています。一方、0～14歳（年少人口）の割合は、11.2パーセントであり、1.3ポイント減少しました。

このように少子高齢化が加速していく中で、乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが、ライフステージに合わせた生涯学習を行っていくことが期待されています。



※資料 「青梅市統計データ【町丁別年齢別人口】」（各年1月1日）

【年齢3区分別人口構成】



※資料 「青梅市統計データ【町丁別年齢別人口】」（平成30年1月1日）

2 学習環境と学習ニーズ

青梅市には、市内11地区に体育館と図書館分館または子育てひろばを併設した市民センターがあり、乳児から高齢者までの様々な教室・講座、自主グループや地域住民の生涯学習の拠点として活用されています。その他、中央図書館、総合体育館、美術館、博物館、御岳山ふれあいセンターなどの社会教育施設で、趣味、教養、スポーツ教室などの事業が活発に行われ、福祉センター、沢井と小曾木の保健福祉センターでは、高齢者を対象とした講座も開催されています。

また、市内には都立高校2校、都立看護学校1校、都立特別支援学校1校、福祉専門学校1校があり、それぞれの学校で公開講座を開催する等、高度な内容の学習機会を市民に提供しています。そして、市内保育園等も施設を地域に開放し、子育て講演会等を開催しています。

さらに、平成31年度より使用開始する青梅市文化交流センターでは、生涯学習の拠点としての役割が期待されます。

市政総合世論調査（平成28年実施）から市民の学習動向を見てみると、市民センターでの教室や講演会に市民が期待するもの（複数回答）については、

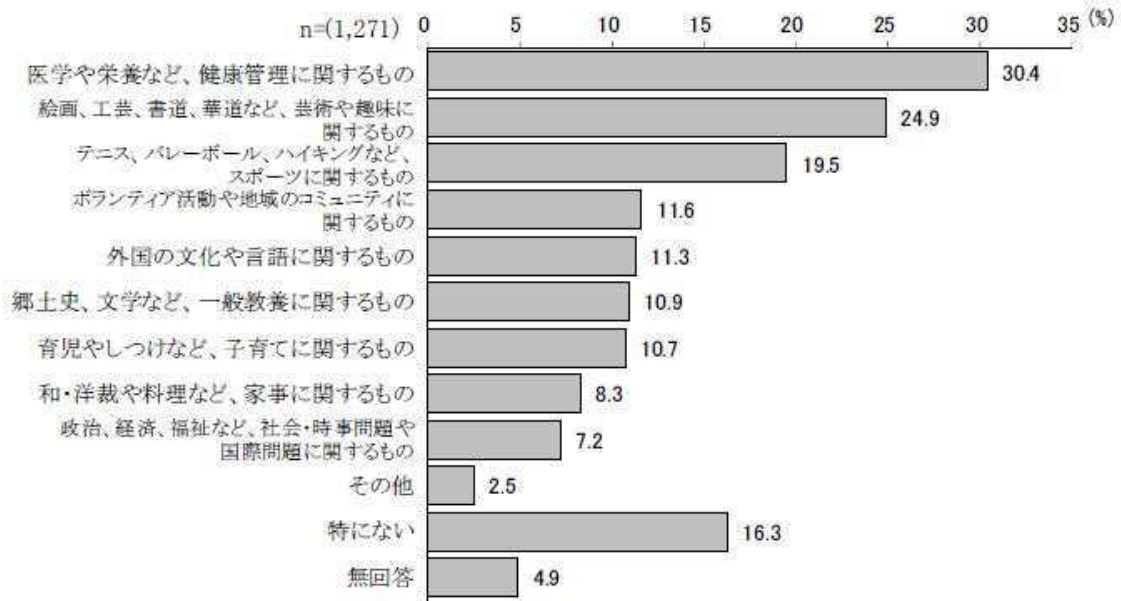
「健康管理に関するもの」	30.4%
「芸術や趣味に関するもの」	24.9%
「スポーツに関するもの」	19.5%

以上のような調査結果が出ています。また、青梅市が今後5年間で重点的に取り組むべき施策（市民が希望する施策）は、

「高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実」	45.7%
「地域医療・救急医療体制の充実」	40.0%
「鉄道・バス交通充実に向けた取組を強化する」	29.0%
「道路などを整備し、安全な交通環境をつくる」	23.1%
「自然と調和した美しいまちづくりに努める」	22.9%
「子育て支援策を充実する」	22.3%

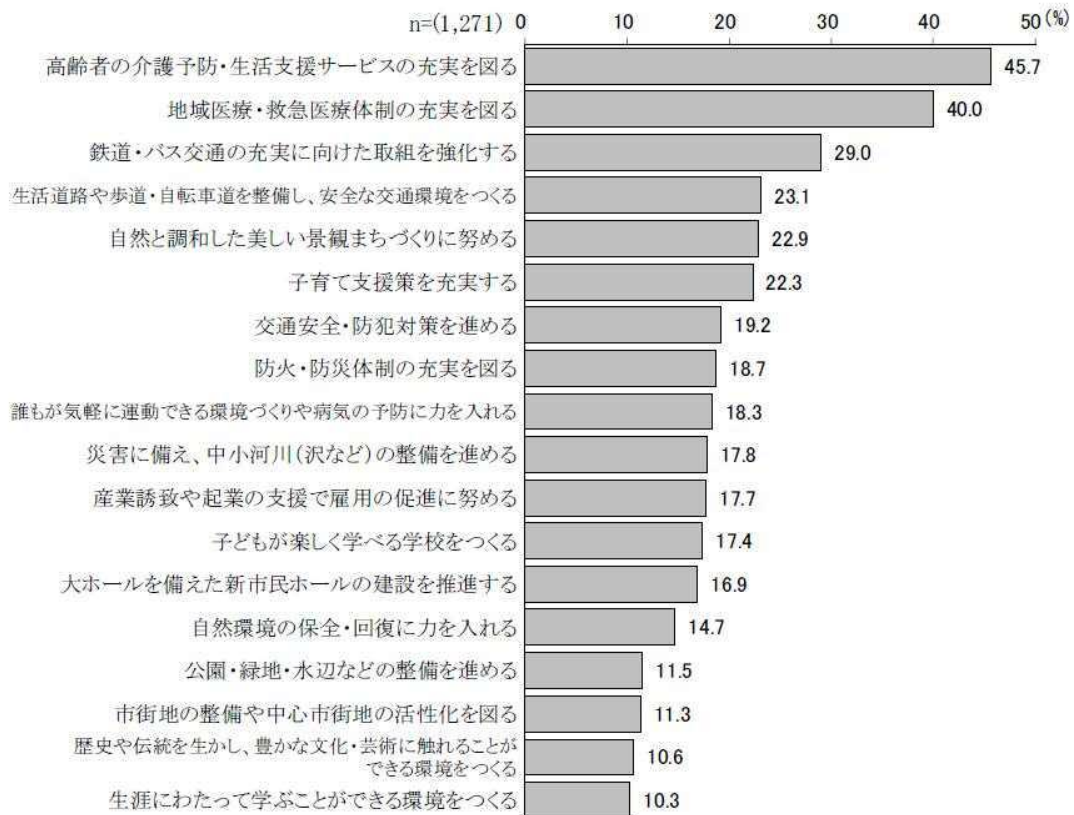
以上のような調査結果が出ています。このことから、市民の関心や必要としている課題がうかがえます。

開催してほしい教室や講演会（全体）



※出典 「市政総合世論調査」（平成28年6月 青梅市55頁）

重点的に取り組むべき施策（全体）



※出典 「市政総合世論調査」（平成28年6月 青梅市25頁抜粋）

第4章 生涯学習推進の目標と基本方針

近年、グローバル化や情報通信技術の一層の進展に伴って、人・モノの流動化・多様化が進み、経済社会の構造を変化させています。また、人工知能等の技術革新により、産業構造も大きく変容すると言われていています。国内動向に目を向ければ、少子高齢化を伴って人口が減少したり、経済的格差が拡大したりするなど、様々な課題があります。同時に、仕事と生活の充実・調和を図ることが重視される中、個人の関心やライフスタイルも多様化しています。このような、社会環境や価値観の変化に伴う様々な問題解決のために、人々が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学ぶ機会があり、その学習成果を適切に生かすことができる社会の実現が求められています。

青梅市では、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とした第6次青梅市総合長期計画を策定し、まちの将来像を「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅 — ゆめ・うめ・おうめ —」としております。

総合長期計画では、主に「文化・交流活動がいきづくまち」の中で「生涯学習の推進」が位置づけられています。

このような理解と認識の下に、青梅市の生涯学習推進の目標・基本方針を次のとおり定めるものとします。

1 目 標

ともに 学んで 生きる まち

学ぶことは、よりよく生きること。人は自らの自由な学びの中で、視野を広げ、思索を深め、技術を体得し、生きがいのある充実した生活を目指します。市民一人ひとりがともに学び、教え合うことにより、その実現はより確実なものとなり、広い視野と展望をもって、まちづくりの主体となるような人が育つよう支援します。

2 基本方針

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。

- 学習に関連する諸機関・諸団体の連携と協力を進めます
- 学習活動は市民一人ひとりが主役です
- 青梅らしさを生かします
- 学習活動で得たものを地域に広げます

(1) 学習に関連する諸機関・諸団体の連携と協力を進めます

生涯学習とは、学校だけの学習ではなく、個人の生活全体に広がりを持つ学習であり、乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じた、継続性を持った学習として捉えることができます。

このことから、各ライフステージで家庭、学校、地域および関係機関との連携を強化し、時代の変化に対応した取組みを進めます。

(2) 学習活動は市民一人ひとりが主役です

市民の生涯にわたる学習は、学業・職業・生活・趣味・文化・スポーツなど様々な分野にわたりますが、いずれも一人ひとりの努力や自発的な意思・意欲を基本としています。その意味からも、学習活動は市民一人ひとりが主役であり、市は学習の場や機会の提供、情報の提供、学習相談などを通じて、市民の主体的な学習活動を支援していきます。

(3) 青梅らしさを生かします

青梅市は東西に流れる多摩川や市域の6割以上を山林が占めるなど豊かな自然に恵まれ、地域ごとに歴史・文化遺産が数多く受け継がれています。また、市内東部地域には商業地域や工業団地などの市街地が広がっています。このような地域の環境・風土など様々な特性を調和させながら、それらにもとづく市民一人ひとりが感じる青梅らしさを生かし、人と人とが「であい」「ふれあい」「学び合い」、生きがいをもって生活できるよう生涯学習の場を整備します。

(4) 学習活動で得たものを地域に広げます

生涯学習を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努め、多様な知識・技能を持つ市民の参加を促進するなど、生涯学習人材登録制度の充実を図ります。

さらに、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく、循環型の生涯学習を進めます。

— スローガン —

「ともに学んで生きるまち」をめざして

O 応援します お互いに

M 学んで 教えて

E エンjoyします

みんなで 楽しむ 生涯学習

生涯学習推進の目標・基本方針図

目 標

基本方針

